

公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程

平成20年1月1日

平成20年規程第1号

改正 平成21年規程第5号

改正 平成26年規程第2号

改正 平成27年規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学(以下「本学」という。)における教職員の公的研究費の不正使用を防止するとともに、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学予算から配分される研究費及び自治体からの研究委託など公的資金を原資として配分される研究費
- (2) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金(文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。)
- (3) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金
(最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を置く。

2 最高管理責任者は、理事長とする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「総括管理責任者」という。)を置く。

2 総括管理責任者は、事務局長とする。

(研究費コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局に所属する教職員の公的研究費の運営・管理について実質的な

権限を持つ者（以下、「研究費コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2 各学部の研究費コンプライアンス推進責任者は、公的研究費について、部局の構成員を管理監督する責任を有する。

3 研究費コンプライアンス推進責任者は、学部長及び事務局長とする。

4 各研究科長及び専攻科長は、その所管する範囲の公的研究費の運営・管理について、研究費コンプライアンス推進責任者を補佐する。（ルールの明確化等）

第6条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きについては、適正かつ円滑な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、教職員に対してわかりやすい形で周知しなければならない。

（職務権限の明確化）

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任を明確にしなければならない。

2 公的研究費については、公立大学法人札幌市立大学会計規則（平成 18 年規程第 19 号）および公立大学法人札幌市立大学事務専決規程（平成 18 年規程第 21 号）に基づき適正に執行しなければならない。

（相談窓口）

第8条 事務処理手続き及び公的研究費の使用に関する相談窓口を事務局地域連携課に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

（教職員の意識向上）

第9条 最高管理責任者は、教職員に対し、本学における不正対策等の理解を進めるためのコンプライアンス教育を実施しなければならない。特に、新採用教職員については速やかに実施する。

2 教職員は、公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則（平成 18 年規則第 39 号）（以下、「就業規則」という。）を遵守するとともに、公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程（平成 18 年規程第 58 号）に基づき、研究に係る倫理の保持に努めなければならない。

（不正防止計画の策定）

第10条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。
(不正防止計画の推進)

第11条 最高管理責任者は、本学全体の不正を発生させる要因について体系的に整理および評価を行い、不正防止計画を推進するため最高管理責任者は直轄的な機関として不正防止計画推進担当者を置く。

2 不正防止計画推進担当者は不正防止計画を推進し、研究費の不正を防止するため実効性のあるモニタリングを実施する。

3 不正防止計画推進担当者は、事務局地域連携課長とする。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第12条 教職員は、不正防止計画を踏まえ適正な予算執行を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、教職員が不正取引を行わないよう、行動規範を定めるほか業者等との癒着を防止する対策を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を行うため発注・検収業務について当事者以外による確認が有効に機能するシステムを構築しなければならない。

4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、公立大学法人札幌市立大学契約規程(平成18年規程第42号)に基づくものとする。

(誓約書)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため教職員から誓約書の提出を求めるものとする。

2 最高管理責任者は教職員以外で、以下の各号のいずれかに該当するものについては誓約書の提出を求めるものとする。

(1) 本学でRAに従事する学生

(2) 本学と1年間を通して12回以上又は500万円以上の売買取引実績があった業者が翌年度以降取引を継続すると予想される場合、ただし公共

料金の事業者は除く

(3) 本学の一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者

- 3 誓約書の様式は別紙に定める。
- 4 誓約書の有効期限は教職員にあつては退職まで、それ以外にあつては1年とする。
- 5 誓約書の提出にあたり、自らの過去の不正行為について自己申告した場合には、自己申告であることを踏まえた配慮をすることができる。

(監査)

第14条 公的研究費の適正な管理のため最高管理責任者の直轄的な機関として内部監査担当者を置き、財務等に係る監査、体制の不備の検証を任務とする。

- 2 内部監査担当者は、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対し重点的かつ機動的な監査を実施する。
- 3 内部監査担当者は、事務局経営企画課長とする。
- 4 内部監査担当者は、第11条に定める不正防止計画推進担当者、監事及び会計監査人との連携を強化しなければならない。

(通報窓口)

第15条 本学における公的研究費の不正使用に関する通報、告発等(以下「告発等」という。)に対応するため、学内においては事務局次長に、学外においては札幌市市長政策室政策企画部企画課に通報窓口を置く。

- 2 告発等が顕名の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を告発者に通知する。

(告発者又は被告発者の保護)

第16条 最高管理責任者は前条の告発を行った者が、当該告発により不利益を被ることのないよう、告発者の保護を徹底する。

- 2 最高管理責任者は、前条の被告発者について誹謗中傷等から保護するための措置を講じる。

(報告)

第17条 通報窓口は、告発等の受付に当たるとともに、速やかに通報等の具体的事項を、統括管理責任者へ報告するものとする。

- 2 統括管理責任者は前項の報告を受けたときは、最高管理責任者に報告し指示を受ける。
- 3 最高管理責任者は第1項の報告を受けた場合は、告発の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し調査の要否を判断する。
- 4 最高管理責任者は、告発が、文部科学省又は、文部科学省が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）に関する場合は、告発等の受付から30日以内に当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 5 第1項から第3項の定めは会計検査院等の外部機関からの指摘を受けたとき及び法人の不正に関係する報道があった場合に準用する。

（調査委員会の設置及び調査等）

第18条 最高管理責任者は、不正が疑われる事案について、事実関係の調査が必要であると認めるときは、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会には、公立大学法人札幌市立大学の役員、職員以外の、弁護士や公認会計士等の第三者を委員として含める。なお、当該委員は調査対象者及び告発者と直接の利害関係を有しないものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査対象となっている者に対し、調査対象に関連すると認められる研究費の使用停止を命ずる。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行い認定し、最高管理責任者に報告しなければならない。

（文部科学省等から配分される競争的資金の調査等）

第19条 調査委員会は前条の調査が第2条第2号又は第3号に定義する競争的資金等に関する場合は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、最高管理責任者を通じて配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 調査委員会は、配分機関の競争的資金等に関する調査を実施する場合は、文部科学大臣が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイ

ドライン（実施基準）」に従い、最高管理責任者を通じて報告、資料提出、資料閲覧、現地調査に応じなければならない。

（措置）

第20条 最高管理責任者は、調査委員会の報告に基づき不正の有無を認定する。

2 最高管理責任者は、不正行為を疑われる者に認定結果を通知する。この場合、通知を受けた者は最高管理責任者に不服申し立てをすることができる。

3 最高管理責任者は、不正を認定した場合は、調査結果を公表することとし、公表する内容には、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むこととする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

4 不正を認定したときの懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等については、就業規則に基づくものとする。

5 最高管理責任者は、調査委員会の報告の結果、私的流用など行為の悪質性が高いと認めた場合は、刑事告発や民事訴訟の手続きをとる。

（意思決定手続き等の公表）

第21条 公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針、最高管理責任者の職名、統括管理責任者の職名、研究費コンプライアンス責任者の職名及び意思決定手続きについて、ホームページ等に公表するものとする。

（見直し）

第22条 最高管理責任者は、公的研究費の管理及び監査が適切に実施されるよう、この規程を定期的に見直さなければならない。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成 2 1 年規程第 5 号）

（ 施行期日 ）

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年規程第 2 号）

（ 施行期日 ）

- 1 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規程第 2 号）

（ 施行期日 ）

- 1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。